

説明会等の実施がFIT/FIP認定の要件となります

令和6年4月より、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)第9条第1項の規定に基づく認定(以下「FIT/FIP認定」)を申請するためには、発電施設設置に係る説明会等(説明会または説明会以外の手法での事前周知)を実施することが要件となりました。さらに、設置場所や規模に応じて、説明会等の対象範囲や説明事項が定められました。

	[1] 住宅用太陽光 (※2)	[2] 屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	[3] 低圧(50kW未満) ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	[4] 高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア(※1)外	事前周知を要件としない	事前周知を要件としない (努力義務として求める)	説明会以外の手法での事前周知を求める (※3、※4)	説明会の開催を求める (※4)
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア(※1)内				

- (※1) ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。
- (※2) 10kW未満の太陽光発電事業を指す。
- (※3) 説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があるときは、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。
- (※4) FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。(なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書(説明会概要報告書)を提出する等の所要の手続を行う必要がある。)

本県では、令和3年10月から施行している「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」(以下「太陽光条例」という。)に基づき、FIT/FIP認定取得予定の有無を問わず、野立ての太陽光発電施設を設置しようとする場合は、主に、次の手続きをお願いしております。

- ・ 設置規制区域内に設置：設置許可申請、住民説明会の開催、環境影響評価の実施
- ・ 設置規制区域外に設置：設置届出、住民説明会等による事前周知

再エネ特措法に基づく説明会等の実施がFIT/FIP認定要件となったことで、太陽光条例に基づく手続きと、再エネ特措法に基づく手続きで異なる点があるため注意が必要です。

<主な相違点>

- ・ 太陽光条例では、住民説明会の開催が義務づけられていなくとも、FIT/FIPの認定取得には、説明会を開催しなければならない場合があります。
- ・ 再エネ特措法では、10kW未満の野立ては説明会等を不要としています。太陽光条例では、発電出力にかかわらず、住民説明会の開催(設置規制区域内)もしくは事前周知の実施(設置規制区域外)が必要です。
- ・ 設置規制区域外の新設でも、FIT/FIPの認定取得には、事業の影響と予防措置の内容など、太陽光条例の届出事項以外について説明しなければならない事項があります。

必要な手続きを行わなかった場合や必要な事項を説明しなかった場合は、住民説明会もしくは事前周知を再度実施していただく可能性があります(FIT/FIP認定が取得できない可能性があります)。

つきましては、FIT/FIP認定を申請する場合は、資源エネルギー庁「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を必ずご確認ください。そして、県太陽光条例の手続きとの関係については、別紙1~4をご確認いただき、必要な手続きや必要な説明事項に漏れがないようお願いいたします。

なお、FIT/FIP認定に関しましては、下記へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

再エネ特措法(FIT・FIP制度)及び再生可能エネルギーに係る支援制度に関するお問合せ窓口

電話:0570-057-333 受付時間:9:00~18:00(土日祝、年末年始を除く)

※一部のIP電話で上記につながらない場合は、044-952-7917におかけください。

◆ 太陽光条例と再エネ特措法の関係(住民説明会の開催及び事前周知の実施対象)

次のとおり、太陽光条例で住民説明会の開催が義務づけられていない場合(住民説明会以外の手法での事前周知)でも、FIT/FIPの認定取得には、説明会を開催しなければならない場合があります。

説明会に出席する住民の範囲や事前周知を行う範囲については、発電事業の実施場所が属する市町村に事前相談することとしています。発電事業の実施場所が、以下の表に示すエリアに該当するか否かについて、各法令を所管する部署にご確認いただき、確認を全て終えた後に、市町村と事前相談を行ってください。

一方、再エネ特措法では、10kW未満の野立て太陽光発電施設は説明会等を不要としています。が、**県太陽光条例では、出力規模にかかわらず全ての野立て太陽光発電施設を設置しようとするときは、住民説明会の開催(設置規制区域内)もしくは事前周知の実施(設置規制区域外)が必要**です。ので、ご注意ください。

ガイドライン P4~P6

法令/出力規模 発電事業の実施場所		太陽光条例 (出力規模問わず 全ての野立て 太陽光発電施設)	再エネ特措法(FIT/FIP認定を取得しようとする場合)			
			[1] 10kW未満の 屋根設置及び 野立て (住宅用太陽光)	[2] 10kW以上の 屋根設置太陽 光	[3] 50kW未満 の全電源 ([1]・[2]を 除く)	[4] 50kW以上 の全電源 ([2]を除く)
設置 規制 区 域 内	第1号:森林区域 第2号:地すべり防止区域 第3号:急傾斜地崩壊危険区域 第4号:土砂災害警戒区域・土砂 災害特別警戒区域 第5号:砂防指定地	住民説明会	不要	住民説明会 等による事前 周知(努力義 務)	住民説明会	住民説明会
	盛土規制法の許可対象エリア(盛 土等をして設置する場合) 土石流危険渓流 ぼた山崩壊防止区域 条例において自然環境・景観の保 護を目的※1として、保護エリアを 定めている場合にあつては、当該 エリア 上記以外のエリア	住民説明会等 による事前周知	不要	住民説明会 等による事前 周知(努力義 務)	住民説明会 住民説明会 等による事 前周知	住民説明会

※1 自然環境・景観の保護を目的とした条例

- 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續きに関する条例
- 山梨県自然公園条例
- 山梨県自然環境保全条例
- 山梨県景観条例、市町村毎の景観条例
- 山梨県風致地区条例、市町村毎の風致地区条例
- 山梨県文化財保護条例

◆ 太陽光条例と再エネ特措法の関係(住民説明会・事前周知における説明事項)

FIT/FIPの認定取得には、説明項目が下の右表のとおり定められています。太陽光条例で求める左表の説明事項と合わせて、住民説明会もしくは事前周知を行ってください。

必要な事項を説明しなかった場合、住民説明会もしくは事前周知を再度実施していただく可能性があります(FIT/FIPの認定が取得できない可能性があります)ので、注意してください。

ガイドライン P13~P20

太陽光条例で求める説明事項	再エネ特措法で求める説明事項 (FIT/FIP認定を取得しようとする場合)
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・事業計画－認定申請を行おうとする事業者 ・関係者情報－法人の場合はその代表者及び役員氏名
太陽光発電施設の設置の場所	事業計画－実施場所
事業区域の位置及び面積 ▲	-
太陽光発電施設の出力	事業計画－出力
太陽光発電事業の内容及び実施予定期間	着工予定時期及び運転開始予定時期を含めた予定する工事スケジュール
維持管理計画 ▲	-
太陽光発電施設の設置計画に関する事項(許可案件に限る)	関係法令遵守状況(手続の要否、許可等の取得状況、取得 手続スケジュール及び実施体制)
太陽光発電施設の構造に関する事項(許可案件に限る) ▲	-
環境及び景観に及ぼす影響の評価に関する事項(許可案件に限る)	事業の影響と予防措置※1
	事業計画－電源種(太陽光)
	事業計画－設置形態(屋根置き・野立て)
	事業計画－パワーコンディショナーの自立運転機能及び給電用コンセントが備わっており、災害時に利用可能であること
	土地権原取得状況(設置場所の所有権等権限取得有無など)
	関係者情報－事業者が法人の場合は、その主な出資者
	関係者情報－予定している保守点検責任者

▲
再エネ特措法においては説明事項ではありませんが、太陽光条例にて説明を求めている事項です。説明しなかった場合は、再度、住民説明会等を実施していただく可能性がありますので、注意してください。

※1

詳細は、別紙2-2「太陽光条例と再エネ特措法の関係(「事業の影響と予防措置」に関する説明事項)をご確認ください。

◆ 再エネ特措法に基づく「事業の影響と予防措置」に関する説明事項

ガイドライン P15～P20

説明の観点		電源規模	対象エリア
事業の影響と予防措置	① 安全面 斜面への設置、盛土・切り土、地盤強度、排水対策、法面保護・斜面崩落防止策、防災施設の先行設置、設備設計、施行後の管理の継続性、事業終了後の措置	規模を問わない	エリアを問わない
	② 景観 景観への影響/適切な予防措置	規模を問わない	自然環境・景観の保護を目的として条例※1で設定された保護エリア
	③ 自然環境・生活環境 騒音・振動、水の汚れ/濁り、反射光、雑草の繁茂 大気環境(大気質)及び水環境への影響 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全への影響(動物、植物、生態系)	規模を問わない アセス法に基づく環境アセスメント対象事業(第一種事業・第二種事業)	エリアを問わない 動植物・生態系への影響を踏まえて法律・条例※2で設置されたエリア
	④ 廃棄物 ・廃棄費用の総額、算出方法 ・廃棄費用の積立開始時期、毎月の積立単価 ・太陽光パネルメーカー名、鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの含有情報 ・工事時に発生する産業廃棄物の種類や残土の種類ごとの排出見込み量 ・廃掃法など関係法令への遵守体制 ・土地開発に係る許認可に基づき、発電事業終了後の土地の原状回復義務を負う場合は、その内容	規模を問わない	エリアを問わない

※1 自然環境・景観の保護を目的とした条例

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例
山梨県自然公園条例
山梨県自然環境保全条例
山梨県景観条例、市町村毎の景観条例
山梨県風致地区条例、市町村毎の風致地区条例
山梨県文化財保護条例

※2 動植物・生態系への影響を踏まえて施行されている法律・条例

自然公園法
自然環境保全法
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
山梨県自然公園条例
山梨県自然環境保全条例

◆ 太陽光条例と再エネ特措法の関係(説明対象範囲・説明会開催周知・意見対応期間)

1 説明対象範囲 ガイドライン P7

FIT/FIP認定を取得しようとする場合、説明会及び事前周知の対象範囲が、太陽光条例とは異なりますので、注意してください。

再エネ特措法(FIT/FIP認定を取得しようとする場合)

説明会	① 実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲内の居住者、土地又は建物所有者 50kW未満:100m 50kW以上:300m アセス法第一種事業:1km ② 上記の他、市町村が必要と認める者
事前周知	実施場所の敷地境界線からの水平距離が 100m 以内の居住者

太陽光条例

説明会 事前周知	太陽光発電施設の規模や立地の状況等を考慮し、事業区域が所在する市町村と協議の上、範囲を決定する(距離による定量基準はない)。
---------------------	----------------------------------------------------------------

2 説明会開催周知 ガイドライン P11

FIT/FIP認定取得予定の有無を問わず、次のとおり、説明会の開催について周知してください。

- ① 開催2週間前までに、次のいずれかの方法によって周知する。
 - ア:ポスティングによる書面配布
 - イ:戸別訪問による書面配布
 - ウ:市町村回覧板による周知
 - エ:市町村公報・広報誌へ掲載
- ② 開催1週間前までに、次の内容について標識を設置する(太陽光条例に基づく許可を必要とする発電施設に限る)。
 - ア:事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ:太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
 - ウ:太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力
 - エ:太陽光発電事業の実施予定期間

3 説明会開催時期・事前周知の実施時期 ガイドライン P8

FIT/FIP認定を取得しようとする場合、説明会の開催時期及び事前周知の実施時期が、太陽光条例とは異なりますので、注意してください。

再エネ特措法(FIT/FIP認定を取得しようとする場合)

説明会 事前周知	FIT/FIP認定申請日の3ヶ月前までに開催・実施
---------------------	---------------------------

太陽光条例

説明会 事前周知	設置規制区域内:設置許可申請前(住民説明会の開催) 設置規制区域外:届出書提出前(住民説明会等による事前周知の実施)
---------------------	---------------------------------------------------------------

4 説明会開催後・事前周知実施後の意見対応期間 ガイドライン P21

FIT/FIP認定を取得しようとする場合、説明会開催後及び事前周知実施後の、地域住民からの質問や意見への対応期間が、太陽光条例とは異なりますので、注意してください。

再エネ特措法(FIT/FIP認定を取得しようとする場合)

説明会 事前周知	2週間以上は質問等を受け付け、回答すること。
---------------------	------------------------

太陽光条例

説明会 事前周知	1週間程度は質問等を受け付け、回答すること。
---------------------	------------------------

◆ 太陽光条例と再エネ特措法の関係(説明会開催時期・回数)

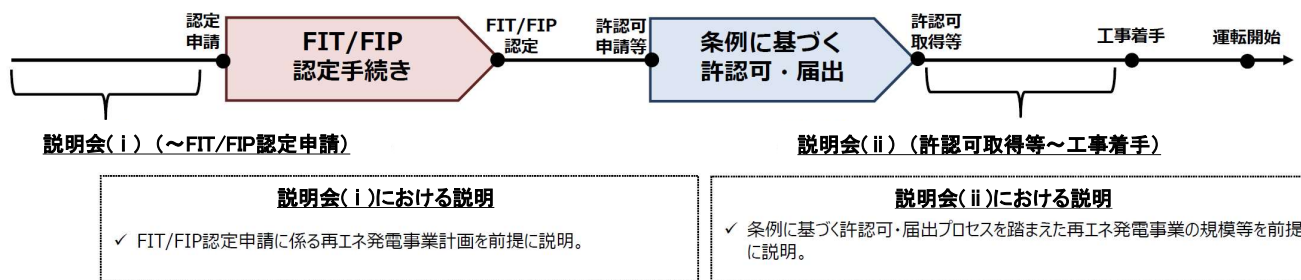
I 自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的とする条例の規定により許可等の処分又は届出を要する場合

ガイドライン P9、P11

自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的とする条例の規定により許可等の処分又は届出を要する再エネ発電事業を行おうとする場合は、再エネ特措法に基づき、次の(i)(ii)に定める全ての時期に説明会を開催することとされています。

(i) 認定申請日の3ヶ月前までの時期

(ii) 許可等の処分又は届出後、再エネ発電事業のための着工までの時期



(※) なお、FIT/FIP認定申請前に実施する説明会①よりも前に、条例に基づく許認可・届出が終了している場合には、説明会を定めるタイミングは①のみとなる。

(再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめ(2023年11月) 参考資料等より抜粋)

上記(ii)の説明会において関係法令遵守状況を説明する際には、条例に基づく許認可を取得し終え、又は届出を行ったことを説明することとされています。

認定申請日の3ヶ月前までの時期に、既に条例に基づく許認可を取得し、又は届出を行った場合は、認定の要件として(ii)の説明会を開催は求めないとしています。この場合は、(i)の説明会において、関係法令遵守状況について説明する際に、条例に基づく許認可を取得し終え、又は届出を行ったことを説明することとされています。

上記の取り扱いを踏まえ、県太陽光条例に基づく住民説明会の開催時期及び開催回数については、次のとおりとなります。

■ 設置規制区域外に設置しようとする場合 (別紙4-2参照)

- (i) FIT/FIP認定申請日の3ヶ月前までに、再エネ特措法に基づく説明会と県太陽光条例に基づく住民説明会を兼ねた説明会を開催してください。ここでは、再エネ特措法で定められている説明事項と県太陽光条例で定められている説明事項(別紙2-1参照)の両方を説明してください。
- (ii) 太陽光条例に基づく「設置規制区域外施設の設置届出書」を提出してから工事着手までの間に、説明会を開催してください。ここでは、FIT/FIP認定を含めた、関係法令の手続きを行ったことを説明し、説明会(i)から変更になった事項や、工事スケジュールなどを説明してください。

■ 設置規制区域内に設置しようとする場合<第1号(林地開発許可対象外)、第4号>

- (i) FIT/FIP認定申請日の3ヶ月前までに、再エネ特措法に基づく説明会と県太陽光条例第9条に基づき作成した環境影響評価の方法書(案)の説明(条例第10条に基づく住民説明会)を兼ねた説明会を開催してください。ここでは、再エネ特措法で定められている説明事項と県太陽光条例で定められている説明事項の両方を説明してください。
その後、説明会(ii)を開催するまでの間に、県太陽光条例第9条に基づき作成した環境影響評価の評価書(案)を説明する住民説明会(条例第10条に基づく住民説明会)を開催してください。
- (ii) 太陽光条例第8条に基づく設置許可を受けてから工事着手までの間に、再エネ特措法に基づく説明会を開催してください。ここでは、県太陽光条例の許可取得を含め、関係法令の手続きが完了したことを説明いただくとともに、説明会(i)から変更になった事項や、工事スケジュールなどを説明してください。

FIT/FIP申請要件許認可(下記ア～オ)を必要とする再エネ発電事業を行おうとする場合は、再エネ特措法に基づき、次の(i)(ii)に定める全ての時期に説明会を開催することとされています。

(i) FIT/FIP申請認定申請要件許認可の申請までの時期

(ii) FIT/FIP申請認定申請要件許認可を受けた後、認定申請日の3ヶ月前までの時期

<FIT/FIP申請要件許認可>

ア 森林法第10条の2第1項の開発行為の許可(林地開発許可)

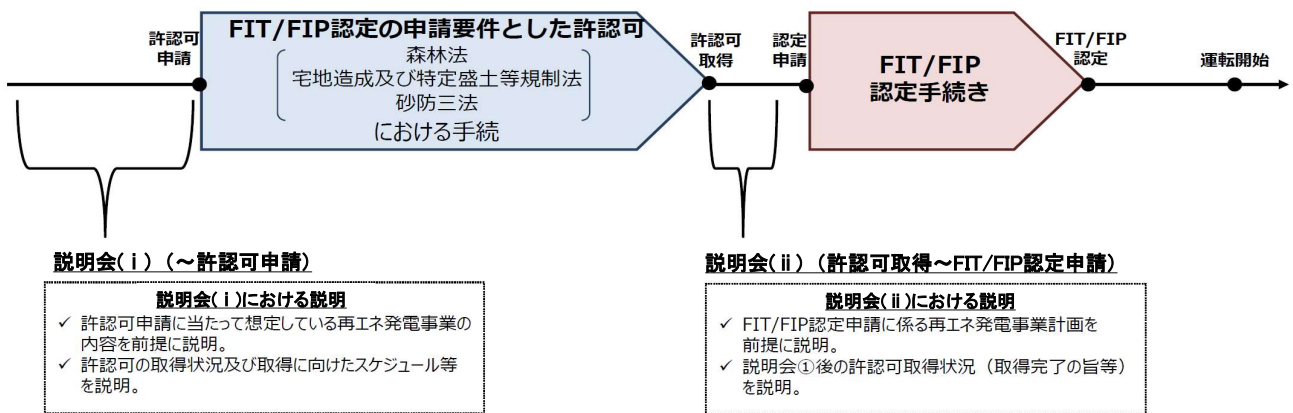
イ 砂防法第4条第1項(同法第3条において準用する場合を含む。)の規定に基づく制限として行う処分

ウ 地すべり等防止法第18条第1項及び第42条第1項の許可

エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可

オ 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第30条第1項の許可

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめ
(2023年11月) 参考資料等より抜粋



FIT/FIP申請要件許認可のうち、ア～エは、太陽光条例で定める設置規制区域であり、太陽光発電施設の設置には、ア～エの各法令に基づく許可とともに、太陽光条例に基づく設置許可も必要になります。

上記の取り扱いを踏まえ、県太陽光条例に基づく住民説明会の開催時期及び開催回数については、次のとおりとなります。

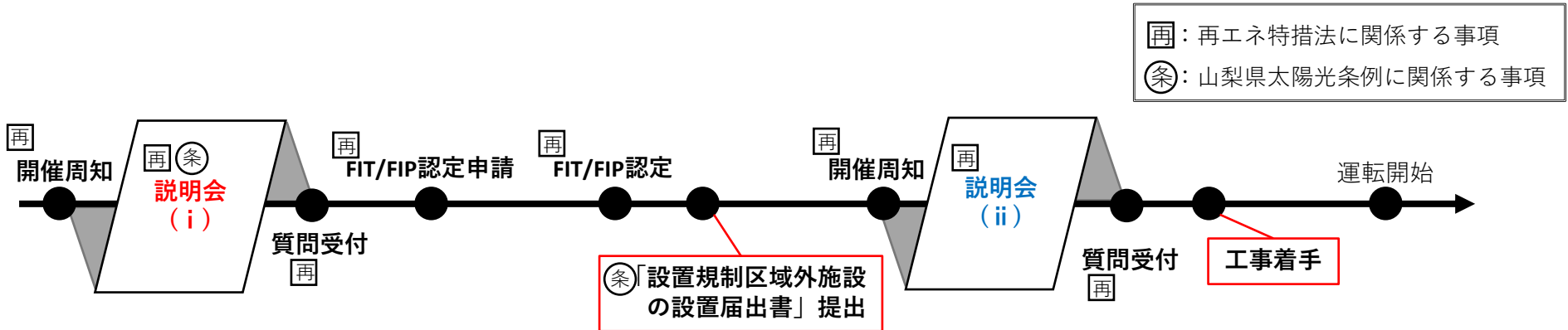
■ 設置規制区域内に設置しようとする場合<第1号(林地開発許可)、第2号、第3号、第5号>

(i) FIT/FIP認定申請前に、再エネ特措法に基づく説明会と県太陽光条例第9条に基づき作成した環境影響評価の方法書(案)の説明(条例第10条に基づく住民説明会)を兼ねた説明会を開催してください。ここでは、再エネ特措法で求められている説明事項と県太陽光条例で求められている説明事項の両方を説明してください。

その後、説明会(ii)を開催するまでの間に、県太陽光条例第9条に基づき作成した環境影響評価の評価書(案)を説明する住民説明会(条例第10条に基づく住民説明会)を開催してください。

(ii) 上記ア～エ)の各法令に基づく許可と太陽光条例に基づく設置許可を受けた後、FIT/FIP認定申請日の3ヶ月前までに、再エネ特措法に基づく説明会を開催してください。ここでは、FIT/FIP申請要件許認可を含め、関係法令の手続きを行ったことを説明し、説明会(i)から変更になった事項など、FIT/FIP認定申請に係る再エネ発電事業計画について説明してください。

FIT/FIP認定にあたり説明会が必要な場合の手続き (太陽光条例で定める設置規制区域外に設置する場合)



【説明会(i)】再エネ特措法及び県太陽光条例に基づく説明会

- ✓ FIT/FIP認定申請の**3ヶ月前**までに開催してください。
- ✓ 再エネ特措法で求めている説明項目に加えて、太陽光条例で求めている次の項目も合わせて説明してください。
 - ・事業区域の位置及び面積
 - ・維持管理計画

【説明会(ii)】再エネ特措法に基づく説明会

- ✓ 「設置規制区域外施設の設置届出書」提出後、工事着手までに開催してください。
- ✓ 再エネ特措法を含めた、関係法令の手続きを行ったことを説明してください。

【説明会(i)、(ii)共通】

- ✓ 説明会開催の**2週間前**までに、「周辺地域の住民」に対して開催を周知してください。併せて、システムを活用した開催案内を実施するため、資源エネルギー庁に資料を提出してください。
- ✓ 説明会開催後、「周辺地域の住民」からの質問等を**2週間以上**にわたり受け付け、質問への回答は書面で行ってください。

FIT/FIP認定申請にかかる説明会等の開催については、[資源エネルギー庁「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」](#)を必ずご確認ください、対応に漏れがないようお願いいたします。

再エネ特措法 (FIT・FIP制度) 及び再生可能エネルギーに係る支援制度に関するお問合せ窓口

電話：0570-057-333

受付時間：9：00～18：00 (土日祝、年末年始を除く)

※一部のIP電話で上記につながらない場合は、044-952-7917におかけください。